

平成30年11月22日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、16都府県の38人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 16都府県38人

(宮城県1、福島県1、栃木県1、埼玉県1、千葉県1、東京都3、神奈川県5、石川県2、愛知県5、滋賀県1、大阪府10、奈良県2、佐賀県1、熊本県2、宮崎県1、沖縄県1)

数字は人数

※ 支払期限 平成30年11月30日